

## 郡山市職業能力開発推進事業補助金交付要綱

平成29年4月1日制定

令和3年4月1日一部改正

令和4年2月28日一部改正

令和4年4月1日一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定に基づき、技能労働者の養成及び技能水準の向上を図ることを目的とする郡山市職業能力開発推進事業（以下「事業」という。）の円滑な運営を図るため、職業訓練法人郡山職業訓練協会及び郡山商工会議所ビジネススクールに対する補助金の交付に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象者等)

第2条 補助対象者、補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により申請するものとする。

(交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(軽微な変更の範囲)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更とは、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更

(概算払)

第6条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告等)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業が完了したときは、当該完了の日から2か月以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。

(額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補

助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第 15 条に規定する補助金等交付額確定通知書により補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 3 月 1 日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の郡山市職業能力開発推進事業補助金交付要綱の規定に基づき提出された申請書等は、この要綱による改正後の郡山市職業能力開発推進事業補助金交付要綱の相当規定に基づき提出された申請書等とみなす。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

| 補助対象者               | 補助対象事業                          | 補助対象経費  | 補助金の額   |
|---------------------|---------------------------------|---|---|
| 職業訓練法人<br>郡山職業訓練協会  | 若年技能者の養成<br>や技能水準の向上<br>を図る事業   | (1) 職業訓練指導員、講師及び教務職員の謝金手当に要する経費<br>(2) 建物の借上げ及び維持に要する経費<br>(3) 職業訓練指導員の研修及び訓練生の合同学習に要する経費 | 郡山市職業能力開発推進事業補助金における補助対象経費の算定基準に定める普通課程における補助対象基準額の 10 分の 10 以内で予算の範囲内で定める額 |
| 郡山商工会議所<br>ビジネススクール | 就業者や求職者が<br>資格取得等の技術<br>向上を図る事業 | (4) 教科書その他の教材に要する経費<br>(5) その他の事業の運営に要する経費  | 郡山市職業能力開発推進事業補助金における補助対象経費の算定基準に定める短期課程における補助対象基準額の 10 分の 10 以内で予算の範囲内で定める額 |